

第241回定例会 一般質問発言通告一覧

令和6年6月4日

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	6番 西宮 俊明	<p>1 文化スポーツセンターの存続や将来計画について</p> <p>2 「心のサポーター養成事業」の実施について</p>	<p>1月には会議室のカーペットの床を貼り替えて頂き、利用者の皆様が喜ばれています。しかし、その一方で未だ、文化スポーツセンターが「老朽化により閉鎖される」ことが心配であるという町民の声を聞きます。</p> <p>そこで文化スポーツセンターの存続や将来計画について質問させていただきます。</p> <p>①再確認の質問になります。近年の内に閉鎖されることはありますか。</p> <p>②今後の将来計画を教えてください。(補足：滑川町公共施設個別施設計画で2021年から2060年までの「個別施設の今後40年間の保全・更新費用の見通し」の中で、文化スポーツセンターに関しては、2021年から2025年までの間に長寿命化改修し、その対策費用として1億3千9百万円超が計上されている。)</p> <p>③ロビーにエアコンを設置する計画はありますか。(町の災害避難所、夏季の町のクールステーションでもあるため町民の皆様から要望があります。)</p> <p>④照明器具のLED化の計画はありますか。</p> <p>⑤避難所としての施設内の収容人数は100人超と回答をいただいておりますが、テニスコートや駐車場に仮設テントを設置した場合に収容できる人数は何人ぐらいになりますか。</p> <p>町民同士が支えあい、公助の意識を醸成するために「心のサポーター養成事業」を実施することはできないでしょうか。町民の方から、「心の困難を抱えている方にお声かけしたいがどんな心構えが大事か学べるとありがたい」という声をお聞きしました。このような声かけや傾聴の方法を町民で学びあっていくことは、住みよい安心して暮らせるまちづくりにつながっていく意義のある取組であると思います。</p> <p>(補足：厚生労働省は2024年から10年間で100万人のサポーターを養成することを目標にして事業を始めます。これは専門家の養成を目的としたものではなくこころの不調で悩む人をサポートするため、さらには偏見のない暮らしやすい社会を作るため、メンタルヘルスの基本</p>	<p>教育委員会事務局長 総務政策課長</p> <p>健康づくり課長</p>

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		<p>3 「おくやみサポート窓口」の設置について</p>	<p>知識や聴く技術を学ぶ「心のサポーター養成研修」を実施し、受講者を「心のサポーター」に認定します。費用は無料、時間は120分、誰でも受講可能です。）</p> <p>町民の方から（仮称）「おくやみサポート窓口」設置の要望・提言を複数お聞きしています。町として従前から丁寧に対応して頂いていますが、「おくやみ窓口」を設置し、相談者にワンストップで寄り添って対応することにより、ご遺族が安心して、精神的な負担もいっそう軽減できると思います。町民にとって大変な時に手を差し伸べていただくことは、とても有難いことでもあります。</p> <p>（補足：以下のような実施例があります。「前日までに、事前に電話等で予約を受け付け、必要事項を聞き取り、一日2枠の予約枠（午前と午後）の中で来庁して頂き、各種手続きについて、サポートする。」）</p> <p>滑川町として、すぐに個別の相談室を設けるなどということは、難しいとは思いますが、町の実情に合わせた方法で今後、設置を検討することは可能でしょうか。</p>	町民保険課長
		<p>4 防災無線について</p>	<p>町民の方から「この地域（具体的には、六軒自治会1組、東上線線路の南側、嵐山町や東松山市に接する地域）は防災無線が聞こえない。昨年9月の地域防災訓練も防災無線が聞こえないために手順通りに行えなかった。改善してもらいたい。」という要望をいただきました。私も実際に聞いてみましたが、戸外でも放送内容を聞き取れることは困難でした。住民の方に様子を聞いたところ、「問題なく聞こえる。」とお答えになった方はいませんでした。「防災無線が流れていることは分かるが、内容を聞き取れたことはない。」という感想が多くありました。中には「（六軒）集会所のスピーカーから遠い地域だからやむを得ない。」「住宅の新築により音が遮断されるようになったからではないか。」と言われる方もいました。</p> <p>スピーカーの配置や住宅周辺の環境において聞き取れない状況があることは、あり得ることだと分かります。しかし、地域での防災の取組が遅滞しないように、何らかの改善が必要であると思います。</p> <p>具体的には、そのような地域にスピーカー増設の検討</p>	総務政策課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
			<p>地域がともに育むまち「子育てファースト滑川」を基本理念として進めています。</p> <p>令和6年度予算の児童福祉費の総額では、18億円です。その中で、子育て関連事業費は約8億円が計上されています。子育てに向けこの様な多額予算が生まれ、将来の本町を担っていく大切な子どもたちを第一に考え、「この町に住んでよかった、生れて良かった」と感じられる町づくり予算は、非常に素晴らしいと思います。そこで、子育て支援制度では、町内の保育幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育給付施設があります。この施設の利用について希望する保護者の方には、本町に色々な書類等を提出しなくてはなりません。一部の町民の声では細かすぎると言う様な話も聞いています。そこでお尋ねします。</p> <p>①町内の保育施設の状況。</p> <p>②希望施設に入所出来ない町民もいます。どうすれば良いか。</p> <p>③毎月、福祉課 こども福祉担当より町内保育施設の受入可能状況について。</p>	
3	11番 谷嶋 稔	1 滑川町町道について	<p>①滑川町は、片側歩道が多いように見受けられます。どのくらいの数の歩道が片側歩道になっておりますか。その内通学路になっている片側歩道はどのくらいありますか。</p> <p>②滑川町は、片側歩道で今まで問題なく過ごせた地域でも近年人口が増えている地区では、車や自転車や歩行者の通行量が増えてきています。片側歩道だけでは対処できない箇所も見受けられます。町としてはどのようにお考えになっておりますか。</p> <p>③滑川町は、町道の道路の側溝に蓋がしていない場所を自転車・歩行者が通るのを見受けられます。どのくらい蓋がしていない箇所がありますか。それについて町としてはどのようなお考えになっておりますか。</p> <p>④滑川町は、近年人口が増えている地区が多くなってきています。朝夕通勤・通学の時間帯には自転車や歩行者が横断歩道ではない車道を渡る場面も以前より多く目に留まります。今までは交通量も少なく車道を渡るのに危険を感じない道路でしたが、最近は「危ない」と思う場面が有ります。横断歩道を増やして欲しいと</p>	教育委員会事務局 局長 建設課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
			<p>要望がありますが、横断歩道設置は、いろいろな条件がある為簡単なことではないと思いますが、最近の交通事情を考えますと道路幅・歩道・横断歩道の数が以前と同じでは対処できない箇所があるように思われますが、町としてはどのようにお考えになっておりますか。</p>	
4	12番 中西 文寿	1 ふれあいバスや路線バスについて	<p>①2016年9月から運行しているデマンド交通だが、台数が少ないようで、なかなか予約できない、病院帰りは時間が読めないのに予約時間の変更ができないなど、使い勝手が悪いとの意見を聞く。「ふれあいバス」を復活させ、町内隅々まで走らなくても良いので、主たる道路を走るようにできないか。</p> <p>②滑川モール付近にはバス停がなく買い物に不便だとの声を聞く。また、2017年度に立正大学で学習活動の一環として行われた調査結果でも「バス停新設の需要は十分にある」となっており、検討の余地は十分にあると思われる。バス会社に申し入れはできないか。</p> <p>③通勤、通学で最寄り駅まで「車での送り迎え」「自家用車やバイク、自転車の利用」をしている方が多いように思う。駅利用者の利便性向上や自然に優しい滑川町であるためには公共交通手段の利用を推進すべきだと思う。例えば森林公園駅、つきのわ駅を循環する路線バスを新設するなど、路線バスをもっと利用しやすくするための工夫はできないか。</p> <p>④昨年12月の定例議会に於いて「滑川町地域交通会議条例の制定について」が可決している。今回質問したようなことが議論されるのが、まさに「地域交通会議」なのだと思うが、当会議の現在の状況と今後の予定を教えてほしい。</p> <p>⑤朝及び夕方から晩にかけて、森林公園駅前のロータリーは北口、南口ともに送迎のためのバスや自家用車で一杯だ。北口は横断歩道の上などに停車している自家用車も散見され、歩行者の安全が脅かされている。先日も南口でスクールバスが停車中の自家用車に接触する事故が発生するなど危険だ。何らかの対策が必要だと思うが如何か。</p>	福祉課長 総務政策課長 建設課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		2 防犯カメラについて	<p>①地域の安全を守るための抑止力として防犯カメラの設置は非常に有効であり、学校周辺や通学路、公園に於ける防犯カメラの設置は子どもたちの安全を確保するためにも必要なものだと考える。また、顔認証付き防犯カメラによる容疑者の追跡や行方不明者の捜索にも貢献するものと思う。以前はプライバシー保護の観点から否定的な意見も多かったが、最近はプライバシー保護をしっかりと確保することを前提として導入に賛成する意見が多いと聞いている。まず、町の防犯カメラの設置に対する評価を聞かせてほしい。</p> <p>②防犯カメラの設置に前向きであることを前提に質問を続けさせていただく。町内の街頭防犯カメラの設置台数と今後の予定を聞かせてほしい。</p> <p>③地域での防犯を考えるとコストの面で街頭防犯カメラにすべてを任せることは現実的ではない。自治会が設置する地域防犯カメラに、ある程度は頼ることも考えないとならないと考えるが、地域防犯カメラの費用負担はどのようになっているか。</p> <p>④秩父市では個人宅向けの市販家庭用防犯カメラ設置費の補助をしているそうだが、同様の対応はできないか。</p> <p>⑤設置コスト、運用コストが不要である自動販売機併設型防犯カメラというものがあり、防災・防犯自販機協会とふじみ野市で協定を締結しているそうだが滑川町でも検討できないか。</p>	総務政策課長
		3 トレーニング施設について	<p>厚生労働省の専門家検討会は健康づくりのための身体活動・運動について、昨年11月にガイドライン案を取りまとめしており、この中で筋力トレーニングの有用性が報告されている。このことを踏まえて、近隣市町村のトレーニング施設の設置状況を調べた。</p> <p>この結果、川島町、東秩父村を除き、ほとんどの市町で健康保持・増進と介護予防を推進する施設として、トレーニング施設を設置している。</p> <p>トレーニング施設は世代間交流・憩いの場としても活用できる場所であり、滑川町にも是非あって欲しい施設だとの声をよく聞く。</p> <p>是非、前向きに設置を検討してほしい。</p>	教育委員会事務局 健康づくり課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		2 滑川町の住居耐震診断	<p>町長の公約でもあるコミュニティセンター建て替え工事の基本構想(案)は専門家の専門的な知見から策定され、現コミュニティセンターの利用状況や、実態の把握、各室の利用状況や、部屋ごとの稼働率まで調べられています。また、文化芸術活動の支援として多目的な活動室に(プロジェクター、鏡張り、防音対策)などの整備も検討され町民の要望も対応している。4カ所の建設候補地についても敷地状況やエリア環境、コスト面、ハザード面も検討されており非常に信頼のおける調査だと思います。現コミュニティセンターは広範囲に老朽化がみられ健全度が100点満点で49点であり、建物自体も旧耐震基準で建設されているため大地震で倒壊する危険性もある。有事の際、公共施設としていち早く復旧して必要生活設備(ライフライン)などを提供可能な施設設備になっていない。基本計画(案)を見る限り建設場所は候補地3でほぼ決まりだと思います。町全体の公平性と利便性も確保でき、候補地3、体育館北側砂利敷駐車場(町有地)は専門家の基本計画(案)調査通りの最適な場所であり、この場所なら町民の皆さんの大半が賛成するのではないかと思います。</p> <p>以上の事から4点質問致します。</p> <p>①コミュニティセンター建設委員会条例の委員は町長の諮問に応じて調査、審議し答申する非常に重い役職です。委員は決まったのか。</p> <p>②建設に向けての今後のスケジュール全体のながれを説明してほしい。</p> <p>③建設場所が体育館北側の候補地3に決まった場合職員の駐車場はどこにするのか。</p> <p>④新コミュニティセンターが完成した場合、現コミュニティセンターは解体をしてしまうのか。または耐震補強工事をして活用するのか。</p> <p>耐震基準について質問致します。令和6年元旦に発生した北陸能登沖地震の数多い倒壊した家をテレビで見て、建物構造や材料、築年数などいろいろな要因で大きな被害につながったと思う。</p> <p>滑川町においても大規模災害が発生した時のために、耐震改修をしておくことが望ましいと思われませんが、なかなか個人の家で耐震改修をしている方は少ないので</p>	建設課長 産業振興課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
			<p>はないでしょうか。1995年の阪神淡路大震災を受けて、2000年には現行の耐震基準が施行されています。滑川町でも南部の地域の住居は比較的新しくおそらく現行の耐震基準で建てられた家が大半で、震度6強の大きな地震でも倒壊や崩壊に至らず大きな損傷を受けないのが現行の新耐震基準です。基本的に南部の皆さんの家は壊れず大規模災害の際には在宅避難になると思います。全ての家ではありませんが、それに比べ北部の福田地区は、40年以上の家や物置、または蔵などが多くみられ、首都圏直下型地震が発生した際には倒壊の恐れもあります。耐震診断が進まない要因として費用面があり建物の規模によりますが、木造住宅の場合、概ね1棟当たり12万から25万円程度と値段幅があり、ホームインスペクション住宅診断でも耐震診断はオプションだそうです。業者によっても値段がまちまちで、報告書作成費用も含めると10万から30万と多額な費用が掛かります。そこからの耐震改修工事はまた別料金で、町のリフォーム補助の中に耐震工事補助も含まれますが常に少ない金額です。これらの事から2点質問致します</p> <p>①耐震診断費用において国、県などからの補助金制度はあるのかお聞きしたい。</p> <p>②現在、耐震住宅リフォーム補助金として町から建築費用20万以上の場合で100分の5に相当する金額の10万円を限度とする。と決められています。物価高や建築費用も上がっていることから10万円が補助限度ではかなり厳しい状況です。1度限りの利用にという事もあり今後の対応で何とか補助金を上げることはできないか。町の考えをお聞きしたい。</p>	
7	10番 原 徹	1 県から権限移譲された事務の見直しについて	<p>前回の一般質問で、町の職員の採用、定員管理、人材育成について質問しました。</p> <p>それにより、滑川町においては人口の増加に対して職員の増員が追いついてなく、全国を見回しても自治体規模に対して職員数が非常に少ないが、定員適正化計画に基づき、住民サービスの低下を招かぬよう、町職員一丸となって業務にあたっていく旨の答弁をいただきました。</p> <p>滑川町の職員が少なく十分な住民サービスの提供に課題があるのではないかという点について、事務の増加</p>	総務政策課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
			<p>への対応の観点から、県から権限移譲された事務についてお伺いいたします。</p> <p>地方分権一括法（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号））が 1999 年に成立し、ほとんどの内容が 2000 年 4 月に施行されました。1995 年設置の地方分権推進委員会の勧告（第一次～第五次）の内容を実施に移すため、改正が必要な地方自治法など 475 件の法律が一括改正されました。</p> <p>国と自治体の関係を対等とし、本来国がすべきだが自治体に任せていた機関委任事務が廃止され、自治体が自主的に行う「自治事務」と自治体が国から引き受ける「法定受託事務」が創設されました。自治体が条例で独自に導入できる法定外目的税（税収を特定目的に使用）が創設し、従来あった法定外普通税（税収使途を限定せず）の導入も国の許可制から事前協議制に変わり、導入しやすくなったとされています。</p> <p>その後 2011 年に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）では、地方分権改革推進委員会（2007 年設置）の勧告に基づき、一次から四次にわたって、地方自治体への権限の移譲や、法律で自治体に事務処理を義務づけ国が事務処理基準を定めた「義務付け・枠付け」を廃止する関連法が一括改正され、その後も継続して国から、そして県から、市町村に多くの権限が移譲されてきました。</p> <p>都道府県から市町村への事務・権限の移譲等については、「住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の事務・権限の市町村への移譲等の取組を進めています。」と内閣府のホームページにも記されています。</p> <p>この権限移譲のメリットは幾つかありますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地方・地域がそれぞれの事情に合った、より適切で柔軟な自治を行うことができる。 ②地方と国の関係の水平化が図られ、国の自治体への関与ないしは干渉の頻度が減少し、国から地方へのトップダウン型の関係でなく、国と地方とが対等な関係が築かれる。 	

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
			<p>③物事の決定権だけでなく、財源の付与も地方分権の大きな意義の1つで、地方公共団体は、より質の高い行政サービスを提供できるようになる。</p> <p>などが上げられるが、市町村の立場としては、これらが本当にメリットとして実現しているかという点と甚だ疑問があります。</p> <p>一方デメリットとしては</p> <p>①国・県の権限が縮小されるため、国・県全体での行動を起こす際により多くの調整が必要となる場合がある。</p> <p>②対象となる地方組織の規模が小さ過ぎると運営に支障を来す可能性がある。</p> <p>③地域間の競争による結果、これら地域間の貧富の格差が拡大してしまう、という懸念がある。</p> <p>などが考えられます。</p> <p>このデメリットについて議論されることは殆どありません。</p> <p>私が問題視しているのは、このうちの②の問題です。滑川町の人口は2万人弱、絶対的に小さすぎる町とは言えませんが、移譲された権限によっては小さすぎると言えるのではないのでしょうか。</p> <p>そこで、何点か質問します。</p> <p>①滑川町の組織として課の数と担当の数を教えてください。</p> <p>②分権一括法が施行された頃以降に、県から移譲された権限の数を教えてください。</p> <p>③その内の事務取扱件数の多い事務と少ない事務の主なものとその件数を教えてください。</p> <p>事務取扱件数の多いものは、町での需要が多い事務として町で権限移譲を受けたメリットがあると思われます。</p> <p>しかしながら件数の少ない事務についてはどうでしょうか。殆ど仕事がないのだから支障がないと思われるかもしれませんがそうではないでしょう。権限の移譲を受けた以上、いつ窓口対応することになるか分からない事項についても、しっかりと備えておかなければなりません。住民が窓口に来たときに「年に1件あるかないかの事務なので内容が分かりません」では済みません。条</p>	

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		<p>2 都市計画法第34条第11号の区域指定について</p>	<p>例や規則などを定め、職員は内容を把握し備えなければなりません。</p> <p>これはあまりにも非効率的ではないでしょうか。</p> <p>各市町村においては年に数件しかない業務でも、県でまとめれば一定の数になります。そのことにより業務に対するノウハウも蓄積し、より充実した業務遂行ができると考えます。</p> <p>そこで質問です。</p> <p>④滑川町は全国的に見ても非常に少ない職員数で業務を行っている自治体です。より良い行政サービスを住民に提供するために、これらの取扱件数の少ない事務について、改めて権限を県に返すことは考えられないでしょうか。今後の対応についての考え方をお示し下さい。</p> <p>都市計画法に基づく開発許可等の許認可事務については、先ほどの項目で質問させていただいた、県から権限移譲された事務のひとつです。</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第7条では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。</p> <p>としており、滑川町は首都圏整備法第二条第四項に規定する近郊整備地帯の地域として、昭和45年8月から区域区分が定められています。</p> <p>また、同法第7条第2項では、<u>市街化区域</u>は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。</p> <p>第3項では、<u>市街化調整区域</u>は、市街化を抑制すべき区域とする。</p> <p>と定めています。</p> <p>そして同法第29条で、都市計画区域内において、「開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とされています。</p> <p>市街化区域については、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であるため、住宅等の建築を目的とし</p>	<p>建設課長</p>

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
			<p>た宅地開発について、一定の技術基準を満たしていれば問題ないところですが、市街化調整区域の取り扱いについては問題があります。</p> <p>先ほど説明したとおり、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域です。</p> <p>しかしながら、市街化調整区域において住宅等の建築を一切認めないとするのも問題があるため、一定の条件を満たせば開発許可を認めるとして同法第 34 条各号にいくつかの基準を列挙しています。</p> <p>その内の第 11 号は、</p> <p>「市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね五十以上の建築物が連たんしている地域のうち、災害の防止その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県（事務処理市町村の区域内にあつては、当該事務処理市町村）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの」とされています。</p> <p>滑川町においては「滑川町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」により、市野川以南の市街化調整区域の大半について、建築基準法の「（共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿を除く）第 2 種低層住居専用地域内に建築することができる建築物の建築のための開発行為が認められています。</p> <p>この開発許可による建築物の建築により、町内の人口が増えている面もありますが、本来は市街化を抑制する区域です。</p> <p>住宅がどんどん新築される一方で、巷では空き家の問題が叫ばれています。滑川町でも空き家問題は避けて通れない問題のはずです。</p> <p>そこで質問です。</p> <p>①滑川町内の市街化調整区域の面積と都市計画法第 34 条 11 号に該当するものとして指定された区域の面積を教えてください。</p>	

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
			<p>②都市計画法第 34 条第 11 号の立地基準により開発された宅地の区画の数を教えて下さい。</p> <p>③町内の空き家の数を教えて下さい。</p> <p>滑川町は、「人口戦略会議」の発表で、県内で唯一、若年女性の割合が増加すると推定され「自立持続可能性自治体」とされましたが、これは森林公園駅やつきのわ駅周辺の土地区画整理事業などにより、新たな宅地の提供が継続的になされたことの結果であると考えています。しかしながら滑川町で生まれ育った若者も、住む場所のみならず働く場がないと就職を機に町外に転出してしまいう可能性が高くなってしまふと憂慮されます。</p> <p>市野川以南の市街化調整区域について、現状のまま専用住宅の建築を許容し続けるよりも、市街化調整区域として市街化を抑制しながら、ある程度まとまった土地を企業誘致等のために残しておいた方が良いでしょうか。</p> <p>単純に住宅が増えれば良いという話ではありません。</p> <p>民間開発により道路等の都市施設が整備されるメリットもありますが、それらの都市施設もその後町で維持管理していく必要が生じます。</p> <p>都市計画法第 34 条 11 号の区域は、平成 15 年 6 月に県により指定され、その後町に権限が移譲されました。この間、県内においては 11 号の区域は縮小を続けており、隣の東松山市でも令和 5 年 3 月 31 日を以て、既存住宅団地以外の区域について 2 年間の経過期間を経て対象から除外されました。東松山市以南や東部の自治体においても、既に同様な見直しが行なわれています。</p> <p>そこでお伺いします。</p> <p>④滑川町においても、東松山市などと同様に本来の都市計画法の趣旨に則り、都市計画法第 34 条 11 号の区域指定を見直すべきと考えますがいかがでしょうか。考え方をお示しください。</p>	
8	5 番 阿部 弘明	1 物価高騰が続く、住民の暮らしを守る施策を	<p>町民アンケートから浮き彫りになった住民の暮らし…7割が以前より苦しくなった、その理由で6割以上が「物価高騰」をあげ、年金の減少、健康保険税介護保険料増、税金の負担増が続いています。民間シンクタンクが発表した「円安・原油高で長引く家計負担増」の試算では 24 年度の消費者物価指数(生鮮食料品を除く)は前</p>	総務政策課長 産業振興課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		2 農地を守るために	<p>年度比3%増になるとし、一世帯当たり約10.6万円の増になるといいます。町ではこれに加えて国保加入者には「国保税の増額」がかぶせられます。</p> <p>国による支援策「定額減税」が6月から始まりますが国の支援策だけでは暮らしや営業を守るには十分ではありません。町が財政出動をすべき時ではないでしょうか。物価高騰対策で町独自の対策を打つべきではないでしょうか。</p> <p>町政40周年事業として住民還元策として「商品券」を全住民に配布することを提案します。暮らし支援で地域経済が活性化し、事業所支援につながります。</p> <p>教育委員会が行っている「十代からのメッセージ～滑川町青少年の主張大会～」で町の将来を憂う子どもたちの「主張」が載っていました。福小のTさんは「町の魅力は自然が豊かで季節ごとの楽しみがある事。最近では自然が減ってきている」「ソーラーパネルが作られ、沼や川が汚れ…町が発展するのはいいことだけどそのせいで自然が失われてしまうのはさびしい。これからも自然が魅力の町であってほしい」と訴えています。</p> <p>今、月輪西荒井地区の巨大な太陽光工事が進められています。広大な農地が太陽光パネルに覆われようとしています。さらに、市野川の浄化施設の東側でも農地をつぶして5haものメガソーラー計画があると聞いています。</p> <p>「農地法」では「農業生産の基盤である農地が現在および将来における国民のために限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源である」として「農地を農地以外のものにするのを規制する」としています。これら法の目的や理念からも「農地転用許可」は慎重に行うべきと考えます。</p> <p>しかし、「農家」・地権者の責任ではありません。農家が農業では暮らせなくした政治の責任は大きい。1994年一俵2万2千円の米価は半分以下にまで低下し農家の多くは赤字です。今の農家も「私の代で終わり」「この機械が壊れたらやめる」と語ります。そこへ太陽光事業者が山林や耕作放棄地の所有者にダイレクトメールを送り「休耕農地で困っていませんか」「お困りの土地が</p>	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		<p>3 パブリックコメントへの町・町長の対応は民主主義の問題ではないか</p>	<p>収入源に」募集をかけています。個人の力ではこの流れを防ぐことはできない状況です。</p> <p>町はこれまで農業を「基幹産業」と位置付けてきました。これ以上農地を失う事は町にとっても国にとっても大きな損失ではないでしょうか。</p> <p>さらに、農地が果たしている水害対策「貯水池」としての役割が奪われてしまう可能性も指摘されています。現在、天神沼には水が入っていません。本来、天神沼に入る水はその下の農地に流れ大水の時には役割を果たしていました。しかし、それが果たせなくなり「近年の大雨でそれが住宅地に流れてしまっているのではないか」との指摘です。</p> <p>町には農地を守るための施策を考えてほしいと思います。例えば現在、固定資産税分を補助する新規企業「誘致策」を農家に適応する。新規就農者支援策の充実。町が農地を借り上げ「貸し農園」などで活用する等です。町の「本気の姿勢」が農家を励ますのではないのでしょうか。</p> <p>この間、「新福祉センター建設」の建設計画が発表されパブリックコメントが募集され、同時期に議会でその予算が計上され可決され現在、入札が行われ今年度には完成の見込みと言われていています。また、「コミュニティセンター建設」についても基本計画が議会での議論もなく発表されパブリックコメントの募集が行われ、同時に「建設委員会条例」が提案、可決されました。</p> <p>3月議会の施政方針演説で町長は「新福祉センター建設」についてのパブリックコメントについて「相当恣意的な力が加わる結果ではありますが」云々と言われました。</p> <p>パブリックコメントで出された意見は多くが「反対」や「疑問」を表明しています。これらの意見についての町長の姿勢について伺います。</p> <p>町長と議会はそれぞれ住民の選挙で選ばれ、二元代表制と言われていますが一方で町長の権限は大きく議会のチェック機能が働かないと「一人・独任体」であり「独善」に陥りやすい危険な側面があるうえ日常業務を執行するうえで、とかく優位になりがちです。</p>	<p>町長 総務政策課長</p>

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		4 イスラエルのガザ攻撃に町は声をあげて	<p>住民説明会も行わないとなれば2つのパブリックコメントで寄せられた町民の「声」は計画への最後の「チェック機関」と言えます。まずは真摯に受け止め、ここに行政が立ち返る必要があると考えます。町長のお考えをお伺いします。</p> <p>イスラエルによるガザ侵攻について昨年12月議会で町は「この問題は国際的な問題であり、国も停戦に向けて外交努力に努めていることと思うので町としては国の動向に注意していく」との答弁でした。事態は一層深刻になっています。イスラエルの残虐な攻撃で3万5千人以上のパレスチナ人が死亡しました。これは国際法違反の集団殺害（ジェノサイド）そのものです。イスラエルはただちに攻撃を中止すべきです。さらにラファへの全面侵攻を開始すれば、さらなる破滅的な人道的惨害をもたらすことは必至です。町は日本政府に対して「イスラエル政府と米国政府に対し、ラファへの侵攻をやめ、即時停戦に応じることを求める外交努力に全力をあげる」事を求めるべきです。</p>	総務政策課長
9	2番 上野 葉月	1 ゴミ処理	<p>4月の滑川町広報に「令和6年4月から、ぞうきんなどの資源化することのできない汚れた布類は廃プラスチック類として処理が可能となりました」と記載がありました。</p> <p>ア ゴミ収集した後の、廃プラスチック処分方法を教えてください。</p> <p>イ 令和6年度の①燃えるゴミ、②資源プラスチック③廃プラスチックそれぞれについて、請負契約先と契約費用を教えてください。また、契約期間を教えてください。</p> <p>ウ 下記に分類されるごみについて、単位あたりの処分費用または売却益を教えてください。 ①燃えるゴミ ②資源プラスチック ③廃プラスチック ④衣類 ⑤段ボール ⑥新聞紙 ⑦雑紙 ⑧飲料アルミ缶 ⑨金属類 ⑩無色ビン ⑪茶色ビン</p>	環境課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		2 水害時の避難計画	<p>⑫ガラス類 ⑬スプレー缶 ⑭ペットボトル ⑮紙パック</p> <p>エ</p> <p>滑川町のごみの処分の方針に、「最終処分場に依存しないごみ処理を推進する」「再資源化をすすめる」という観点は入っているでしょうか。</p> <p>令和5年3月発行の「滑川町地域防災計画」資料編1-3洪水ハザードマップによりますと、役場周辺は「浸水ランク1(0.0m~0.5m未満の区間)」と「浸水ランク2(0.5m~3.0m未満の区間)」が混在して指定されているエリアです。</p> <p>30cmの水深で車は走行できなくなると言われています。滑川町が現在計画を進めている(仮称)滑川町福祉センター及びコミュニティセンター新設計画について、滑川町の公共施設を役場周辺に集中整備する方針とありますが、福祉センターなど集中整備された公共施設は浸水エリアに入ります。新コミュニティセンター予定地は浸水想定区域から外れるかもしれませんが、アクセス道路は浸水し、背面は河川です。</p> <p>『滑川町洪水ハザードマップ』は「滑川町地域防災計画」資料編に記載されており、防災計画・避難計画を立案するうえでの重要な資料と位置付けられています。</p> <p>ア</p> <p>災害発生時・発生後の災害対策本部の活動や、水や食料・毛布など救援物資の配送ルート・配布拠点、車が走行できない場合の本部職員集合方法などをどのように計画しているのかを示してください。</p> <p>イ</p> <p>滑川町の公共施設を役場周辺に集中整備する方針をとり、福祉センターとコミュニティセンターを役場周辺に新築する計画を進めた場合、市野川以南に公共施設を新設することはないと過去に答弁がありました。現在、市野川以南かつ月輪以東の地域にある避難所は、文化スポーツセンター・みなみ野集会所・都集会所で、最も規模の大きい文化スポーツセンターは10年後には法定耐用年数を迎えます。大規模修繕をしなければ、避難所としての機能を保つのは困難な施設状況です。現在、空調が機能する部屋は1室しかなく、</p>	総務政策課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
			<p>また、前面道路の道路条件が悪く現時点でもアクセスしにくい施設です。</p> <p>公共施設の新設は、役場周辺以外に行わないのであれば、みなみ野・都・十三塚・羽尾の一部の住民の避難所は、10年後はどこになるのでしょうか、20年後はどこになるのでしょうか。</p> <p>滑川町ハザードマップに基づき、滑川と市野川が氾濫し浸水深3m以上となる最大の水害リスクを仮定してお答えください。</p>	
10	9番 赤沼 正副	1 高齢者福祉について	<p>1 第8期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について</p> <p>滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者福祉や介護保険事業にかかる計画を定めています。そして、国内では2025年（令和7年）には団塊の世代が全て75歳を迎え、高齢化率は30%に達する見込みです。そして2040年（令和22年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となります。このような中、新たに第9期の計画が2024年（令和6年）からスタートしました。そこで次の点について伺います。</p> <p>①第8期計画の全体的な評価について</p> <p>②第8期計画において、実績として特に成果が上がったものについて</p> <p>③第8期計画において、計画どおり実施できなかったもの及びその理由について</p> <p>2 第9期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について</p> <p>厚生労働省の研究班が5月8日に発表した推計によると認知症の患者数が2030年（令和12年）に523万人にのぼる見通しで、高齢者の14%にあたる7人に1人が認知症患者となります。2040年（令和22年）には584万人になります。今回の調査では物忘れなどの症状はあるものの、生活に支障がなく、認知症と診断されるまでには至らない「軽度認知障害」（MCI）の人の将来の推計を初めて公表し、2040年には612万8000人、2060年には632万人まで達する推計です。これまでの対策では認知症500万人時代は乗り切れないと言われています。</p>	高齢介護課長

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
			<p>滑川町において 2023 年度（令和 5 年度）に介護認定を受けた 691 人の方で日常生活に支障をきたしている認知症を有している人（認知症判定ランク 2 以上の人）が 56.8%です。高齢者人口については、第 9 期の計画でも触れられていますが、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口（令和 5 年度）では、滑川町は、将来の 65 歳以上の人口が近隣の市町は緩やかな減少傾向にある中、逆に急激な増加傾向にあります。町において急速な高齢化に伴い認知症の人が増加していくとともにフレイルの状態の人の増加も考えられます。</p> <p>フレイルの状態になると、死亡率の上昇や身体能力の低下が起きます。風邪をこじらせて肺炎を発症したり、だるさのために転倒して打撲や骨折をしたりする可能性があります。転倒による打撲や骨折、病気による入院をきっかけにフレイルから寝たきりになってしまうことがあります。</p> <p>また、急速な高齢化により介護を必要とする高齢者が増加します。介護施設や介護人材の不足等介護環境の整備も追い付かなくなり、親の介護で学業や仕事を続けられない人の続出も考えなければなりません。「ヤングケアラー」や仕事と介護を両立する「ビジネスケアラー」は増加すると考えられます。そこで次の点について伺います。</p> <p>①認知症やフレイルについての予防や対策について ②介護環境が整わないと起こってしまう「ヤングケアラー」や「ビジネスケアラー」の予防や対策について</p> <p>3 第 1 号被保険者の介護保険料について</p> <p>2024 年度（令和 6 年度）からの第 1 号被保険者の介護保険料は、基準額が据え置かれ、近隣の市町と比べても低い方の水準ですが、先にも述べました通り、今後滑川町は、近隣の市町とは異なり急激な高齢化が訪れます。高齢化の進展に伴いまして介護給付費の増加が見込まれることから、介護保険料の上昇は避けられないものと考えております。第 1 号被保険者の介護保険料の負担増は高齢者にとって切実な問題です。そこで次の点について伺います。</p> <p>①介護給付費準備基金の取崩しを行うなど、保険料の上昇の抑制に努めていただきたい。</p>	

順位	氏名	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		2 固定資産評価額について	<p>②一般会計からの繰り入れはもとより介護給付費準備基金の原資を確保していただきたい。</p> <p>③介護保険特別会計での余剰金は一般会計への繰り出しを行わないで、介護給付費準備基金へ積み立てていただきたい。</p> <p>5月連休後に固定資産税の納税通知書が届きました。令和6年度は3年に1度の固定資産の評価替えの年にあたります。固定資産税は土地の評価額を基礎として、計算して算出されますが、全国的に公示価格や基準地価格が上昇しています。また、建築資材や賃金等の物価も上昇する中で住宅建築価格も上昇しております。そこで次の点について伺います。</p> <p>①町においての標準地の鑑定価格の動向はどうか。</p> <p>②土地及び建物の固定資産税への影響(当初予算の今後の増減)について</p>	税務課長

